

がんによる損失の補填給付事業細則

(事業の趣旨)

この細則は、全国ソフトウェア協同組合連合会共済会規約第6条2に基づき、会員企業の事業経営上の損失を補填するために行うがんによる損失補填給付事業の細則を定める。

1. 総 則

(会員資格)

第1条 本共済会の会員となる資格は、本共済会の目的に賛同し加入を希望する全国ソフトウェア協同組合連合会の会員傘下の構成員企業及び事業主で、死亡退職損失の補填給付事業に加入している会員、ならびに加入しようとしている会員に限るものとする。

(事業の対象者)

第2条 この事業の対象者は、本共済会の会員企業の全役員及び全従業員で、15歳以上60歳まで（継続加入者は65歳まで）の者とする。

(事業の対象事項)

第3条 この事業は、会員企業の役員及び従業員が、がん罹患により長期にわたって経済的に被る損失、事業経営上の損失を共済会費の一部をもって補填するものである。

(事業対象者の届出)

第4条 会員企業は、本共済会への加入申込書とともに別に定める書式により、事業の対象者を本共済会に届出るものとする。

なお、事業の対象者に変更があった場合には、当該月の10日までにその旨を届け出るものとし、事業対象者としての効力は翌月1日から発するものとする。

2. 加入及び脱退

(加入の効力)

第5条 本共済会への加入申込みは随時受付け、その申込み翌月初をもって加入とする。
ただし、共済会費の納入をもってその効力を発するものとする。

(脱退)

第6条 本共済会の会員企業は、全国ソフトウェア協同組合連合会から脱退したとき及び本共済会を脱退する旨の申し出のあったときは、その月末で脱退したものとする。
また、本共済会の共済会費を2ヶ月分滞納したときは、既納入月の末日をもって脱退したものとみなす。
尚、脱退した後、再度加入する場合には、その時点で新たにはじめて加入したものととする。

3. 給付金の支払

(共済会事由の届出)

第7条 会員企業は、全国ソフトウェア協同組合連合会共済会規約第6条2に定める共済会事由が発生したときは、別に定める書式により速やかに本共済会に届出するものとする。

(がん損失補填給付金の支払)

第8条 本共済会は、会員企業の役員及び従業員が、がんに罹患し、次の給付事由に該当した場合、各項に定める給付金を会員企業に支払う。

1. がん診断給付金について

共済会期間中に初めて悪性新生物<別表2>に罹患したと医師によって病理組織学的に所見(生検)により診断確定されたとき、診断給付金100万円を支払う。
診断給付金の支払は、その被共済者について共済期間を通じて1回限りとする。

2. がん入院給付金について

被共済者が次の①および②をともに満たしたとき、その入院日数に対し日額1万円を給付する。給付日数の上限は設けない。

- ① がん診断給付金の支払事由に該当すること

② 共済会期間中につきの入院をしたこと

(ア) 悪性新生物<別表2>を直接の原因とする入院であること。

<別表2>以外の原因により開始された、その治療の目的とする入院中に悪性新生物<別表2>と診断確定された場合には、診断確定された日以降の悪性新生物<別表2>を直接の原因とする入院<別表3>を支払事由とする。

(イ) その入院が治療を目的とした、病院または診療所 <別表4>への入院であること。

3. がん手術給付金について

被共済者が、次の①および②をともに満たしたとき<別表5>の金額を支払う。

①がん診断給付金の支払事由に該当すること

②共済会期間中につきの手術を受けたこと

(ア) 悪性新生物<別表2>を直接の原因とする術<別表5>であること。

(イ) その手術が治療を直接の目的とした、病院または診療所<別表4>における手術であること。

被共済者が2種類以上の手術<別表5>を同時に受けた場合には、別表5に定める最も給付金額の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなして、がん手術給付金を支払います。

(給付金を支払わない場合)

第9条 本共済会は、会員企業のがんによる損害給付金の支払い事由が、次の各項のいずれかに該当する場合には、給付金を支払わない。

(1) 企業の役員故意による場合

(2) 第10条に定める事由に該当したとき

(不担保)

第10条 共済会の相互扶助、健全性の維持の観点から次の不担保項目を設ける。

1. 新たに加入した会員企業の役員、従業員が、加入した時点より以前に、がん、入院、手術、または医師の診察・検査・治療・投薬をうけたことがあった場合には、その役員、従業員の当該契約は無効とする。

2. 新たに加入した会員企業の役員、従業員が、責任開始の日からその日を含めて90日以内に悪性新生物<別表2>と診断確定されたときには、給付金は支払わない。

3. 会員企業が、同条1項に該当している事実を知らなかった場合には、払い込んだ共済会費を全額払い戻すものとする。

(告知義務)

- 第11条 会員企業は、第10条1項ならびに2項の事実について給付金請求時に告知することを要する。
給付金請求時の告知が事実と相違していた場合には、給付金は支払わない。
また第10条3項に定められている共済会費の返還も行わないものとする。

4. 給付金請求手続きについて

(請求手続)

- 第12条 会員企業は、会員企業の役員又は従業員ががん罹患したときは、速やか(1ヶ月以内)に本共済会に、請求に関わる申込書兼告知書<別表1>を提出し、2ヶ月以内に添付書類を送付するものとする。
添付して提出された書類は、本共済会で写しをとり後日返却する。

(給付金の支払時期)

- 第13条 給付金の支払いは、会員企業の損失の事実確認のため特に日時を要する場合のほか、前条に定める書類の送付があつてから、1ヶ月以内に支払うものとする。
2. 給付金の支払い順序は、支払事由の発生時をもって優先する。ただし、本会への届出が1ヶ月を経過している場合は、その限りではない。

5. 割戻金・配当金等

(割戻金)

- 第14条 本会は、毎年の共済会費から各事業の給付、事務費及び支払超過準備積立金配当を控除して後、なお残金のある場合には割戻金として払い戻すものとする。